

以下のいずれかの書類により本人（代理人）の確認を行います。

番号	確認書類	確認方法
①	運転免許証	①～⑦のうち いずれか1点の原本で確認 ※いわゆる写真付き本人確認書類
②	運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）	
③	旅券（パスポート）・乗員手帳・船舶観光上陸許可書	
④	個人番号（マイナンバー）カード	
⑤	在留カード・特別永住者証明書	
⑥	各種福祉手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳等）	
⑦	官公庁から発行・発給された書類で、氏名、住居及び生年月日の記載があり、顔写真が貼付されたもの	
⑧	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者証	⑧～⑮のいずれか1点と ⑧～⑳のいずれか1点の 計2点の原本で確認
⑨	健康保険日雇特例被保険者手帳	
⑩	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証	
⑪	私立学校教職員共済制度の加入者証	
⑫	国民年金手帳	
⑬	児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	
⑭	母子健康手帳	
⑮	申請に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書	
⑯	住民票の写し	
⑰	住民票の記載事項証明書	
⑱	印鑑登録証明書（⑮を除く）	
⑲	戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）	
⑳	官公庁から発行・発給された書類で、氏名、住居及び生年月日の記載があるもの	
㉑	国税又は地方税の領収証書・納税証明書	
㉒	社会保険料の領収証書	
㉓	公共料金の領収証書	

（参考）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条及び第7条

※代理人の場合、行政書士証票、一定の条件を満たす補助員証、職員証、社員証による確認を認める。